

## 令和7年度緑の募金公募事業 募集要領

緑の募金を活用した、ボランティア団体等による森林の整備事業及び緑化の推進事業について、次に定める事項に基づき募集します。

「緑の募金公募事業」については、「緑の募金公募事業交付金交付要綱」に規定するもののほか、この募集要領の定めに従ってください。

### 1 申請者の条件

次の要件を備えた東京都内の団体、法人、グループ等とします。

- (1) 明確に「緑化」を目的とし、政治や宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと。
- (2) 申請した事業を自主的に、組織的な活動をもって完遂することができること。
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること。
- (4) 規約、会員名簿等を備え、活動実績又は活動計画があること。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者。

※東京都暴力団排除条例

[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004199.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html)

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

[https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20201113142701\\_1.pdf](https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20201113142701_1.pdf)

### 2 募集対象事業

東京都内で行う森林の整備事業及び緑化の推進事業で、次のいずれかに該当する事業とします。

補助を受ける事業者は、同一の事業について複数の補助金を受給することはできません。ただし、区市町村、国土緑化推進機構等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではありません。

- (1) 林業体験教室、森林環境教育などの普及啓発事業
- (2) 森林活動に係る人材育成（指導者の養成研修、講習受講など）
- (3) 区市町村や団体の森林、学校林などの造成や保育管理事業
- (4) 森林整備・緑化活動（植栽、下草刈り、間伐、林道整備、保全保護等）
- (5) その他、上記に準ずる森林の整備、緑化の推進、または木育等を目的とする事業、イベント等

### 3 対象経費

#### (1) 活動経費

苗木代、保険料、通信費、消耗品費、講習受講料、指導者謝礼（申請者の団体、法人、グループ等に所属する者を除く）、PR経費、事務費、その他必要と認められる経費。

#### (2) 用具整備費

機械器具代（作業に直接的に係るものに限る）、機器修繕費、保護具等

※ 団体の通常の運営に要する経費、定期的に発行する機関誌等に要する経費、関係者（会員、OB・OG等）への謝礼、次年度以降にかかる準備用品、その他対象事業に直接必要と認められない経費等は、対象となりません。

※ 機械器具の購入に係る1台あたりの交付上限額は、チェーンソーは15万円、刈払機は10万円とし、それぞれ2台までとします。その他、5万円を超える機械器具の購入に係る交付金上限額は、5万円とします。

### 4 交付限度額

(1) 1事業30万円を上限とします。

(2) 経費合計金額の千円未満は切り捨てとします。

### 5 応募方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) 当委員会ホームページの応募フォームで申請

(2) 緑の募金公募事業申請書（様式1、1の2、1の3）を電子メールで提出

(3) 緑の募金公募事業申請書（様式1、1の2、1の3）を郵便で提出（押印必要）

※ 様式は、当委員会ホームページに掲載しています。

### 6 募集期間

令和6年10月15日（火）から令和7年1月17日（金）（必着）まで。

なお、交付決定の通知は令和7年3月末日までに申請者に通知します。

### 7 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに完了する事業。

概算払請求は、令和7年12月27日（金）（必着）まで。

### 8 事業の実施に係る留意事項

(1) 交付金の採択件数には上限があり、新規事業、新規応募団体を優先します。

(2) 事業の実施に当たっては、申請者の無償の労力提供を原則としています。

(3) 事業地は、申請者の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確な借地等とします。

(4) 事業内容を変更する場合は、必ず事前に当委員会へ相談してください。

(5) 事業完了後は、実績報告書及び添付書類を速やかに提出してください。

なお、支出が証明できる証拠証票（写）は以下のとおりです。

【レシート】日付、金額、発行者名、経費内容がわかるもの。

内容の記載がない場合は、別途内容がわかるものを添付してください。

【領収書】日付、金額、実施する団体の宛名、発行者名および押印、内容の記載があるもの。内訳は、別紙の内訳書や請求書等を添付してください。

(6) 交付金に係る収入・支出を明らかにした帳簿、証拠書類を5年間保管してください。

(7) 事業実施に当たっては「緑の募金事業」であることがわかるよう、看板やチラシ、会報誌等でのPRに努め、緑の募金活動を実施してください。

(8) 事業完了後、当財団のホームページやPRチラシ等に記事や写真を掲載することがあります。掲載する現場写真のデータ提出を求める場合がありますので、その際にご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 9 応募先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団内 東京緑化推進委員会

担当：村野、近藤

[電話] 042-528-0644

[e-mail] bokin@tdfaff.com

[URL] <https://tokyo-green.jp>

